

4 取組の方向性

【基本目標 1】 「多様化する福祉ニーズ」を受け止め、適切に対応できる体制づくり

(1) 身近な場所での相談体制の連携強化

現状と課題

課題や悩みを抱えた人を早期に支援につなぐために、住民の身近なところで気軽に相談できる体制として、地域包括支援センター・総合相談窓口（ブランチ）、障がい者基幹相談支援センター、こども家庭センター（子育て支援室・保健活動担当）や生活あんしん相談窓口のほか、より身近な各地域にみんなの相談室を設置し、民生委員・児童委員及び主任児童委員や地域活動協議会等の福祉活動団体との連携を図って取り組んできましたが、「令和4年度大阪市高齢者実態調査」（以下「高齢者実態調査」という。）では地域包括支援センター等を50%近くの高齢者が知らなかったり、「令和4年度大阪市障がい者等基礎調査」（以下「障がい者等基礎調査」という。）では6.5%が相談相手がいらないなど、「どこに相談したらいいかわからない人」や「相談したことがない人」が多いことが推測できます。また、相談内容についても、複雑化・複合化（※）する傾向にあり、相談支援機関単独では対応が難しく、相談支援機関相互の連携が重要になっています。

近年、セキュリティが高いマンションや少人数・単身世帯が増加し、町会加入率の低下など地域とのつながりが希薄化しているなか、身近に相談できる相手がなく社会的に孤立しないよう、既存の相談窓口に加え、アウトリーチによる相談対応も有効な手段となっています。

（※）1つの世帯に複数の課題が存在している状態（8050世帯や、介護と育児のダブルケアなど）、世帯全体が孤立している状態（ごみ屋敷など）

取組の方向性

福島区の様々な身近にある相談窓口を知ってもらい気軽に相談できるよう工夫するとともに、相談窓口や専門支援機関、地域福祉活動団体等との連携を強化することで多様化する相談ニーズに対応し、住民の様々な生活課題の早期発見・早期対応に努め、適切な支援につないでいきます。

主な取組

【1. みんなの相談室】

住民に身近な相談窓口として、各地域のコミュニティセンター・福祉センターに「みんなの相談室」を設け地域福祉コーディネーターを配置し、子育てや介護など様々な住民の困りごとや地域福祉活動への参加などの相談を受け専門支援機関につなぐなど、地域のつなぎ役を担っていきます。

みんなの相談室活動状況

	2022（令和4）年度	2023（令和5）年度
相談受付件数	813件	685件
その他の活動件数	5,978件	6,556件

【2. 民生委員・児童委員及び主任児童委員との連携】

民生委員・児童委員及び主任児童委員は地域住民の身近な相談相手となり、相談内容に応じて関係機関と連携し、専門的な相談窓口へつなぐなどの活動を行っています。相談支援活動においては、相談したくても、だれにも相談できずに困っている住民を具体的な相談に結び付ける入り口となるような活動として、子育てサロンなどの活動にも取り組むとともに、地域福祉活動団体や相談支援機関と連携を図っていきます。

民生委員・児童委員及び主任児童委員 活動状況

※民生委員・児童委員数及び主任児童委員 94人（定数 97人）2024（令和6）年4月1日現在

	2021（令和3）年度	2022（令和4）年度	2023（令和5）年度
相談・支援件数	2,163件	2,024件	2,238件

【3. 専門的な相談窓口】

高齢者に関しては地域包括支援センター・総合相談窓口（ランチ）、障がい者に関しては障がい者基幹相談支援センター、子どもに関しては保健福祉センター内のこども家庭センター（子育て支援室・保健活動担当）、生活困窮者に関しては生活あんしん相談窓口において、それぞれ相談を受け付けるとともに、複雑化・複合化する相談に対してはそれぞれの支援機関が連携し、適切な支援につなげていきます。

【4. 出張相談窓口】**重点取組**

つながりが希薄化している中、少しでも相談しやすいよう、地域包括支援センター、障がい者基幹相談支援センター、保健福祉センターなど関係機関が連携し、区役所で出張相談を行うとともに、地域包括支援センターは、地域・マンション集会室などに出向き身近な場所での相

談会を開催していきます。特に福島区で増加するマンション内の住民に対しては、管理組合などを通じ積極的に働きかけを行っていきます。

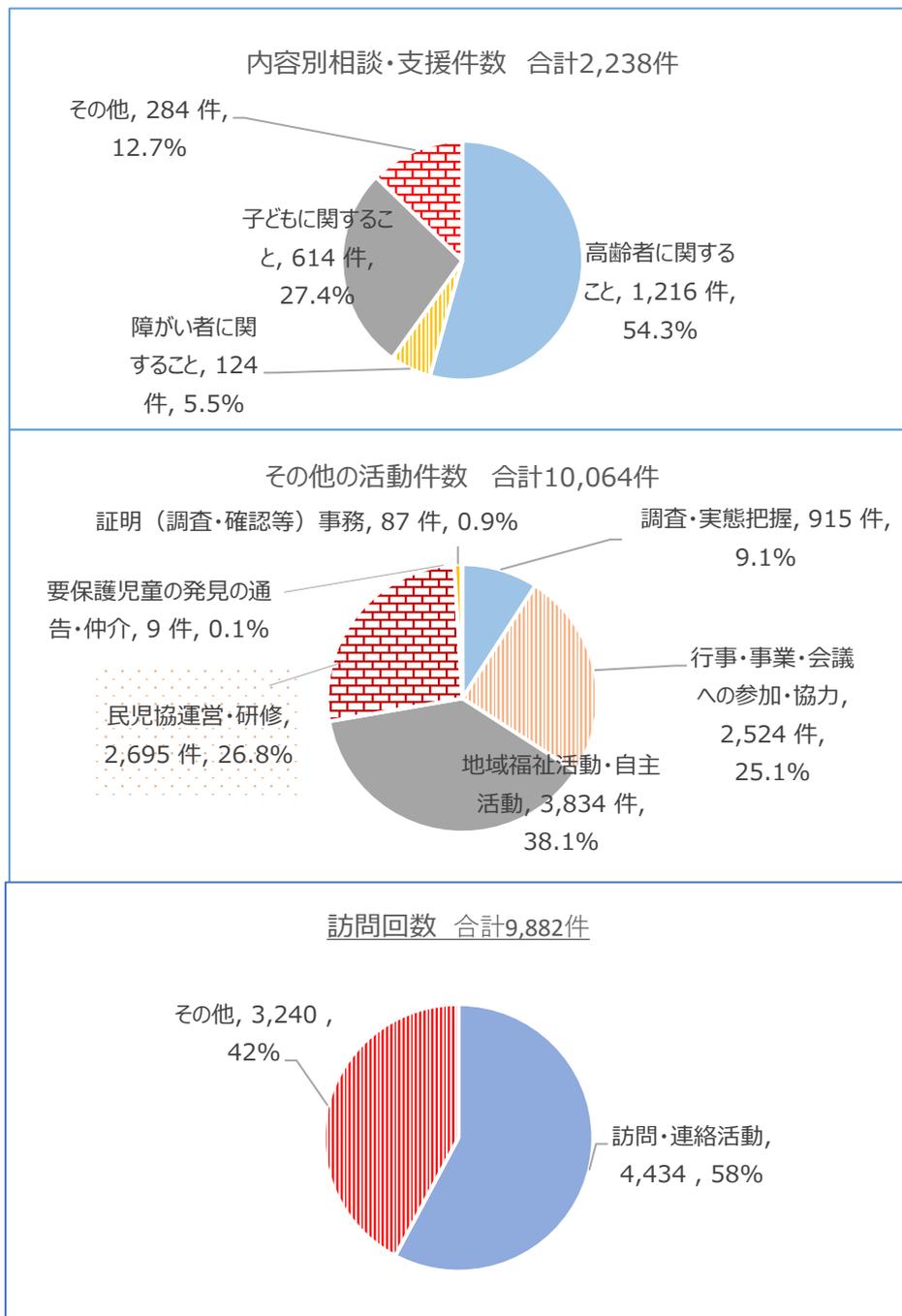
■ 民生委員・児童委員及び主任児童委員

福島区の民生委員・児童委員及び主任児童委員は地域の身近な相談相手として、見守りや友愛訪問をはじめ様々な活動を行っています。

また、民生委員等で構成される福島区民生委員児童委員協議会は区内の保育施設への遊具の贈呈を行うほか、「ふくふくまつり」の開催や区民まつりでの出展により周知活動を行っています。

■ 2023（令和5）年度の活動状況

提供：大阪市福島区民生委員児童委員協議会



(2) 高齢者支援体制の推進

現状と課題

介護が必要になっても、認知症になっても、高齢者が可能な限り住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最後まで続けることができるよう住まい・医療・介護・介護予防・自立した日常生活支援が一体的に提供される支援体制(地域包括ケアシステム)の推進に取り組んできました。福島区では、地域包括支援センターが支援の中核的な役割を担いつつ、医師会、歯科医師会、薬剤師会、居宅介護支援事業者連絡会や訪問看護事業者連絡会などの地域の多職種が地域ケア会議や高齢者支援会議等を通じ連携を深め、高齢者支援や地域課題の把握を行ってきました。また、認知症への取組としては、本人や家族の視点を重視しながら「共生」と「予防」を両輪とした取組を認知症初期集中支援チーム(あいあいオレンジチーム)や介護予防事業などにより進めてきたところです。

近年、福島区は大型マンション等の建設が進み人口が増加し、高齢者(65歳以上)の人口も2020(令和2)年14,675人から2024(令和6)年15,087人と増加しており、高齢者支援においては、意思決定能力が低下するなどの支援が困難なケースが増えているほか、増加傾向にある認知症高齢者に対する家族などの支援者や地域住民の認知症への十分な理解と適切な対応が非常に重要になります。

今後、2040(令和22)年にはいわゆる団塊ジュニア世代が65歳以上となり、要介護認定者や認知症高齢者の一層の増加が見込まれ、区内における高齢者支援体制の推進と連携強化がますます重要となっています。

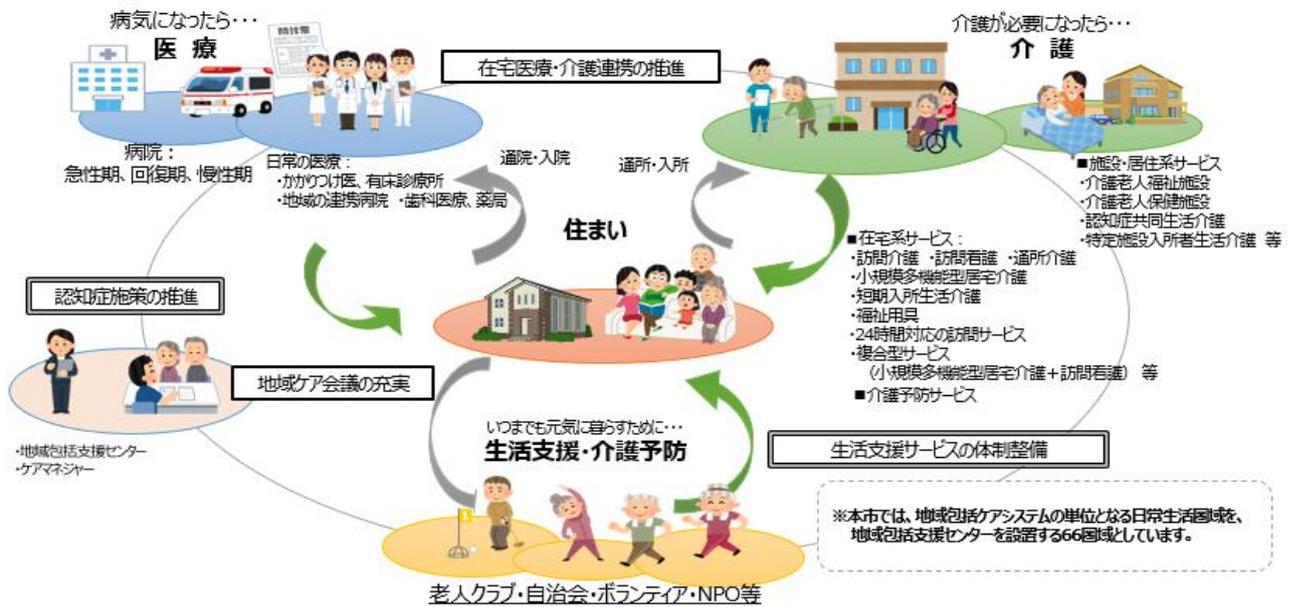
取組の方向性

地域包括支援センターを中核に多様な相談支援機関や地域等とのネットワークを推進し顔の見える関係と連携を強化することで、住み慣れた地域で自立した日常生活を可能な限り継続できるよう、高齢者や家族等に対して住まい・医療・介護・介護予防・生活支援等幅広く相談支援を進めていきます。

また、高齢者が可能な限り健康を維持して要介護(要支援)状態にならないように介護予防や健康づくりに取り組むとともに、社会参加や生きがいづくりを促進していきます。さらに、要介護(要支援)状態になった場合においても、要介護状態の軽減や重度化防止の支援を行うなど、一層幅広い取組を連携して進めていきます。

地域包括ケアシステム

(参考図)



出典：厚生労働省の資料を大阪市が一部改編

主な取組

【1. 地域包括支援センター・ブランチ】重点取組

地域包括支援センターを1か所、地域包括支援センターと連携したより身近な総合相談窓口（ブランチ）を2か所設け、専門職が、介護、福祉、医療などに関して、相談に応じたり、高齢者を支える地域づくり、介護予防ケアプランの作成やサービスを利用するための支援を行っています。

また、地域包括ケアの中核を担う機関として、介護保険制度における包括的支援事業である

【2. 地域ケア会議の推進】、【3. 生活支援体制整備事業】、【4. 在宅医療・介護連携】、【5. 認知症初期集中支援チーム・認知症地域支援推進員】を関係機関と連携して取り組むことで切れ目のない支援に取り組んでいきます。

延べ相談件数

(担当地域)	福島区地域包括支援センター (福島区全域)	下福島ブランチ (上福島、福島、玉川、野田)	野田ブランチ (吉野、新家、大開)
2021 (令和3) 年度	5,529 件	796 件	2,256 件
2022 (令和4) 年度	7,497 件	872 件	2,265 件
2023 (令和5) 年度	8,741 件	752 件	1,694 件

【2. 地域ケア会議の推進】

地域包括支援センターは、個別ケース検討のための地域ケア会議と、高齢者の自立支援・重度化防止等のため医師、理学療法士、ケアマネジャー等の多職種が参加して個別支援方法を検討する地域ケア会議（自立支援型ケアマネジメント会議）を開催し、また、こうしたケース検討から見えてきた課題を課題抽出会議でまとめます。まとめた課題は関係機関と共有することで、今後の取組にいかすとともに、市地域ケア推進会議に報告し政策形成につなげていきます。

地域ケア会議開催状況

	個別ケース検討会議	自立支援型ケアマネジメント会議	課題抽出会議
2021（令和3）年度	9回	13回	2回
2022（令和4）年度	11回	13回	1回
2023（令和5）年度	5回	13回	1回

【3. 生活支援体制整備事業】

高齢者が地域で安心して在宅生活を継続できる生活支援体制の整備を図るため、介護保険法の事業として、区社会福祉協議会に生活支援コーディネーターを配置し、高齢者の支援ニーズや地域資源の把握を行い、「福島区シニアのための暮らしお役立ち情報ガイド」の発行や、地域の関係機関との協力による高齢者の社会参加や介護予防推進の仕組みづくり、生活支援サービス整備に向けた検討を行うとともに、高齢者支援会議（協議体会議）を開催し、課題の共有や連携強化により地域資源開発の進め方等について意見交換を行い、ネットワークを構築していきます。

高齢者支援会議（協議体会議）開催状況（2023（令和5）年度）

回数	参画団体数
4回	19団体

【4. 在宅医療・介護連携】

切れ目のない在宅医療と介護の提供のため、区役所は、地域の医療・介護関係者等が参画する会議（地域包括ケアシステム推進会議）を開催し、在宅医療・介護連携の現状を把握・共有のうえ、課題を抽出して対応策を検討するなど在宅医療・介護連携の推進を図っていきます。

また、「在宅医療・介護連携相談支援室」は、在宅医療・介護連携支援コーディネーターを配置し、医療・介護関係者等からの相談を受けるとともに、連絡調整・情報提供等の支援を行い、多職種間の円滑な相互理解や情報共有を図り、在宅医療・介護サービス提供を推進していきます。

在宅医療・介護連携に関連する区民向け講座

	テーマ	参加人数
2023（令和5）年度	最期まで自分らしく生きるために人生会議をはじめましょう	18名

【5. 認知症初期集中支援チーム・認知症地域支援推進員】

地域包括支援センターに、認知症初期集中支援チーム「あいあいオレンジチーム」と認知症地域支援推進員（専門職）を配置し、認知症の初期集中支援などを行っています。「あいあいオレンジチーム」は、専門医を加えた支援ケースの検討（チーム員会議）を行い早期診断、早期対応につなげます。また認知症地域支援推進員（専門職）は、「あいあいオレンジチーム」と連携し若年性認知症を含む認知症の人や家族に対する相談・支援や、支援困難事例への対応や認知症カフェの側面支援等を行っています。

認知症初期集中支援チーム・認知症地域支援推進員活動状況

	対応ケース	チーム員会議	認知症カフェの側面支援
2021（令和3）年度	41件	12回	35回
2022（令和4）年度	42件	12回	56回
2023（令和5）年度	32件	12回	44回

【6. 見守り相談室（見守りネットワーク強化事業）】

区社会福祉協議会に設置した見守り相談室は、区役所と地域が保有する要援護者情報をもとに「要援護者名簿」を作成し、地域の日常的な見守り活動につなげるなどの支援を行うほか、孤立世帯等へ働きかけ（アウトリーチ）を行い専門的なノウハウをもって支援につなげる対応や、「見守りシール」等の配布及び位置情報検索機器の貸与などにより認知症高齢者等の行方不明時の早期発見に取り組んでいます。

要援護者名簿

2024（令和6）年6月1日現在	2,150名
------------------	--------

認知症高齢者等行方不明時の早期発見（2023（令和5）年度）

メール登録者数	行方不明者数	行方不明者発見件数
16名	1名	1名

【7. 介護予防・健康づくり】

保健福祉センターは、介護予防に関する知識を身につけ自ら介護予防を実践する「知っ得健康塾（健康づくりひろげる講座）」などの健康講座や各地域等で「健康寿命を延ばそう」などの出前講座を実施するほか、住民主体の百歳体操を支援していきます。

また、各地域のコミュニティセンター、福祉センターで地域の方々と交流しながら要支援、要介護状態になることをできるだけ予防するための専門家による「転ばないからだづくりの方法」や「栄養・お口の手入れ」、「認知症予防」について学習する介護予防教室（なにわ元気塾）を開催していきます。

さらに、外出の機会の増加、社会参加の推進、社会的役割をもつことによる生きがいづくりや介護予防につなげるため、65歳以上の高齢者が福祉施設等での活動に対し換金できるポイントを付与する介護予防ポイント事業の利用を促進していきます。

なにわ元気塾

	開催回数	参加人数（延べ）
2021（令和3）年度	148回	1,150人
2022（令和4）年度	168回	1,854人
2023（令和5）年度	168回	1,930人

【8. 老人福祉センター】

老人福祉センター（きらめきセンター）は、60歳以上の高齢者を対象に、生活相談のほか、各種教養講座や健康・体力づくり講座、趣味、生きがいづくり、レクリエーションなどの機会を設けています。また、同好会・サークル活動や老人クラブ活動を支援することにより高齢者の介護予防や生きがいづくりを促進していきます。

老人福祉センター

	利用人数	講座・行事開催数	同好会・サークル開催数
2021（令和3）年度	13,982人	286回	480回
2022（令和4）年度	19,581人	187回	337回
2023（令和5）年度	20,874人	269回	557回

(3) 障がい者への相談支援体制の強化

現状と課題

障がいのある人が地域で自分らしく暮らしていくためには、障がいのある人すべてがそれぞれの状況やニーズに応じて必要な福祉サービスを安心して適切に利用できることが不可欠です。

障がい者基幹相談支援センターでは、障がいがある人やその家族等からの相談に応じて、福祉サービスの利用援助、社会資源の活用、ピアカウンセリング、権利擁護のために必要な援助、専門機関等の情報提供などを行うことにより、地域における生活を支援してきました。福島区では、身体障がい者手帳の所持者数は微減しているものの、療育手帳や精神障がい者保健福祉手帳の所持者数は年々増加傾向にあり、障がい福祉サービス・障がい児通所支援受給者数も年々増加している状況です。また、障がい者等基礎調査では6.5%の障がい者が普段相談する相手がいないと回答しており、相談支援の必要性が高まる中、相談支援機関の周知と適切に相談支援へつなぐことが重要となっています。

さらに、自らの意思を決定することに困難を抱える人や障がいに気づいていない人、障がいを認めることに抵抗がある人、複合的な課題を抱えている人など、対応が難しいケースもあることから、支援が必要な人を把握し適切なサービス利用につなげるため、関係機関との連携を一層強化していく必要があります。

取組の方向性

障がい者基幹相談支援センターが中核となり、保健福祉センターや相談支援事業所等の関係機関と連携し、障がいのある人やその家族が適切な支援を受けることができるよう相談支援体制と関係機関の連携の強化を図っていきます。

主な取組

【1. 障がい者基幹相談支援センター】重点取組

障がい者福祉にかかる相談支援の中核的な役割を担う障がい者基幹相談支援センターは、障がいがある人やその家族等からの相談に応じて、福祉サービスの利用援助、様々な福祉サービスの活用、ピアカウンセリング、権利擁護のために必要な援助、専門機関等の情報提供などを行うことにより、地域における生活を支援していきます。

また、専門的な知識を有する職員を配置し、支援困難ケースへの対応や地域の人材育成、支援体制強化に取り組んでいきます。

さらに、計画相談支援に係る指定特定相談支援事業所の選定（調整）や、区内の指定一般相談支援事業者、指定特定相談支援事業者に対する情報提供や専門的な助言等の後方支援を行っていきます。

延べ相談件数

2021（令和3）年度	593件
2022（令和4）年度	666件
2023（令和5）年度	699件

【2. 地域自立支援協議会】

区における相談支援事業をはじめ、障がい者福祉に関する体制づくりに関する中核的な協議の場である地域自立支援協議会は、障がいのある人の地域における自立した生活を支援するため、障がい者を取り巻く地域課題を集約し、関係機関と連携して区における課題解決に努めていきます。

障がい者基幹相談支援センターは、地域自立支援協議会の企画や運営に主体的に参画し、地域の障がい福祉サービス事業所等のネットワークづくりを進めていきます。

自立支援協議会開催状況（2023（令和5）年度）

回数	参画団体数
5回	8団体

【3. 身体障がい者相談員・知的障がい者相談員】

区内の障がいの当事者やその家族に、身体障がい者相談員（4名）、知的障がい者相談員（1名）を委嘱し、身近な相談相手として寄り添いながら支援につなげていくほか、障がいのある人に関する理解の普及啓発を行っていきます。

【4. 保健福祉センターでの相談支援】

精神保健福祉相談として、精神保健福祉相談員や保健師による相談、専門医による相談を行い、統合失調症で治療中の人の教室やその家族を対象とした教室等を開催していきます。

また、必要に応じて大阪市こころの健康センターと連携していきます。

難病患者やその家族が抱える日常生活上の悩みについても、保健師等による個別の相談を随時行っていきます。

(4) 子育ての相談支援体制の充実と連携強化

現状と課題

全国的に少子高齢化が課題となる中、福島区では、マンション建設の増加により子ども（15歳未満）の人口が、2015（平成27）年の8,470人から2024（令和6）年には9,614人と約10年間に1,000人以上増加し、また2000（平成12）年と比べても1.46倍となっています。一方、核家族化が進んでいることで、親や兄弟、親戚といった近い存在からの支援が受けにくくなっており、育児に不安やストレスを感じ、特に初めての子育てを経験する家庭では、何をどうすればいいのか分からずに悩むことが多くなっています。区の人口千人あたりに対する出生率も2021（令和3）年と2022（令和4）年で市内24区中1位、2023（令和5）年2位と常に高く、区内で子どもを生み育てようとする妊産婦への切れ目のない支援が重要となっています。

また、地域でのつながりが希薄化しており、地域の人々が子育て中の親子を見守り支えていたかつてのコミュニティ機能が弱まり、近所の人との交流やサポートを受ける機会も減少しています。このように、身近に相談できる相手がいなことから、育児に関する問題を一人で抱え込んでしまい、社会的に孤立化する危険があります。そのため、身近なところで、妊娠期から子育てのあらゆる場で切れ目なく気軽に相談できる場や、子育て世帯同士の交流の場を提供していくことが非常に大切です。

こうしたことから、保健福祉センターでは、専門職による相談窓口を充実し妊娠期から子育て期までいつでも気軽に相談できる環境を整えるとともに、地域の子育て支援機関において、親子の交流や子育てイベントなどの活動が活発に行われるよう支援しており、こうした取組を広く周知し利用してもらい、区内の子育て支援機関が互いに連携を強化し支援することで、切れ目のない支援へつなげていく必要があります。

取組の方向性

子育てに悩む保護者が利用しやすいよう、身近に相談できる場や親子で交流できる場を充実させるとともに、学校、保健福祉センター、こども相談センター、地域、こども食堂などとの連携をさらに強化し、子育て家庭が孤立することなく地域全体で子育て世帯を支え、子どもたちが健やかに育つ取組を進めていきます。

主な取組

【1. 妊娠期からの切れ目のない相談支援】重点取組

保健福祉センターでは、「こども家庭センター」の機能を担う「子育て支援室」と「保健活動担当」が連携し、妊産婦、子育て世帯、子どもに対して、切れ目のない一体的な相談支援を行っています。

その中で、すべての子育て世帯にとって安心して気軽に相談できる「大阪市版ネウボラ」の取組として、お住いの地区を担当する保健師を周知し顔の見える関係づくりと家族ぐるみの支援を行っていきます。

また、子どもの成長や発達に関しては、保健師や栄養士、心理相談員、家庭児童相談員などの専門職が相談を受け、必要に応じて医療機関やこども相談センター等へつなぐとともに保護者のニーズに合わせ、障がい児通所支援等のサービスの利用や福祉制度などの支援につなげていきます。

【2. 様々な交流・相談の場の提供】

妊娠中の方や親子が気軽に交流し相談できる場として、保健福祉センター、子ども・子育てプラザ、子育て支援センター、つどいの広場、地域団体が主催する子育てサロン等があり、それらが連携・協力しながら子育ての不安や悩みを抱える保護者を支援し、楽しく子育てできるよう、講座や子育てイベントを開催していきます。

つどいの広場

	箇所数	参加人数
2021（令和3）年度	5 か所	延 9,162 組
2022（令和4）年度	5 か所	延 9,313 組
2023（令和5）年度	5 か所	延 14,666 組

【3. 子育て支援連絡会】

保健福祉センター、子ども・子育てプラザ、社会福祉協議会が合同で、区内の子育て支援機関が一堂に集まる子育て支援連絡会を開催し、それぞれの活動報告や工夫していること、課題などについて、情報交換・情報共有を行いながら互いの連携を図っていきます。

福島区子育て支援連絡会開催状況（2023（令和5）年度）

回数	参画団体数
年 2 回	66 団体

【4. 養育力の向上】

子どもの特性を理解し子どもへの接し方を学ぶペアレントトレーニング講座を開催し、子育てがしやすくなるよう保護者の養育力向上を支援していきます。

また、ペアレントトレーニング講座の後に、ペアレントメンター養成講座を修了した保護者を、区のペアレントメンターとして登録し、子育てに悩む保護者に対して同じ親の目線で共感し寄り添いながら、自らの経験を活かした子育ての工夫などを紹介する活動を行っていきます。

ペアレントトレーニング連続講座（2023（令和5）年度）

開催回数（6回連続講座）	受講者数	ペアレントメンター登録者数
3クール	47人	9人

【5. 不登校支援】

不登校児童や支援が必要な児童について、区役所、学校、こども相談センター等の関係機関に加え、地域の民生委員・児童委員及び主任児童委員やこども食堂を含む子どもの居場所等との連携を強化・拡大しながら、児童の見守りを行うとともに、児童とその家庭が孤立しないよう支援していきます。

また区役所は、不登校や不登校傾向にある児童に対し、安心して学校で過ごせるよう、校内の空き教室などにプライバシーを守るためのパーテーションやくつろげるソファなどを整備するなど、学校と連携し登校に向けた支援に取り組んでいきます。

地域の子どもの居場所等（各年度4月1日現在）

2022（令和4）年度	12か所
2023（令和5）年度	14か所
2024（令和6）年度	13か所

【6. スクールカウンセラーの配置】

いじめ、不登校などの問題解決を図るため、身近な相談場所として、学校に公認心理師又は臨床心理士をスクールカウンセラーとして学校の状況に合わせて配置し、子どもや保護者の悩みに対してカウンセリングや相談を行っていきます。

スクールカウンセラー（2024（令和6）年度）

中学校	週1回 配置
小学校	週1回又は隔週 配置

【7. こどもサポートネット】

子どもとその家庭を総合的に支援する「こどもサポートネット」の仕組みにより、学校での気づきを通して課題を抱えた子どもや家庭を発見し、スクールソーシャルワーカーやこどもサポート推進員を中心に適切な支援につないでいきます。学校内での会議（スクリーニング会議Ⅰ）において全児童・生徒の課題等を共有し、その中で発見された支援が必要な子どもについては、保健福祉センターのこどもサポートネットスクールソーシャルワーカー（※1）やこどもサポート推進員（※2）、教職員、スクールカウンセラー等により合同会議（スクリーニン

グ会議Ⅱ)を実施し、支援方針の決定、教育分野や保健福祉分野への適切な支援につないでいきます。

また、この仕組みにより、大人に代わって家族の介護や世話などを担わざるを得ないヤングケアラーの早期発見にも努めます。

こどもサポートネット スクリーニング会議Ⅱ 開催回数

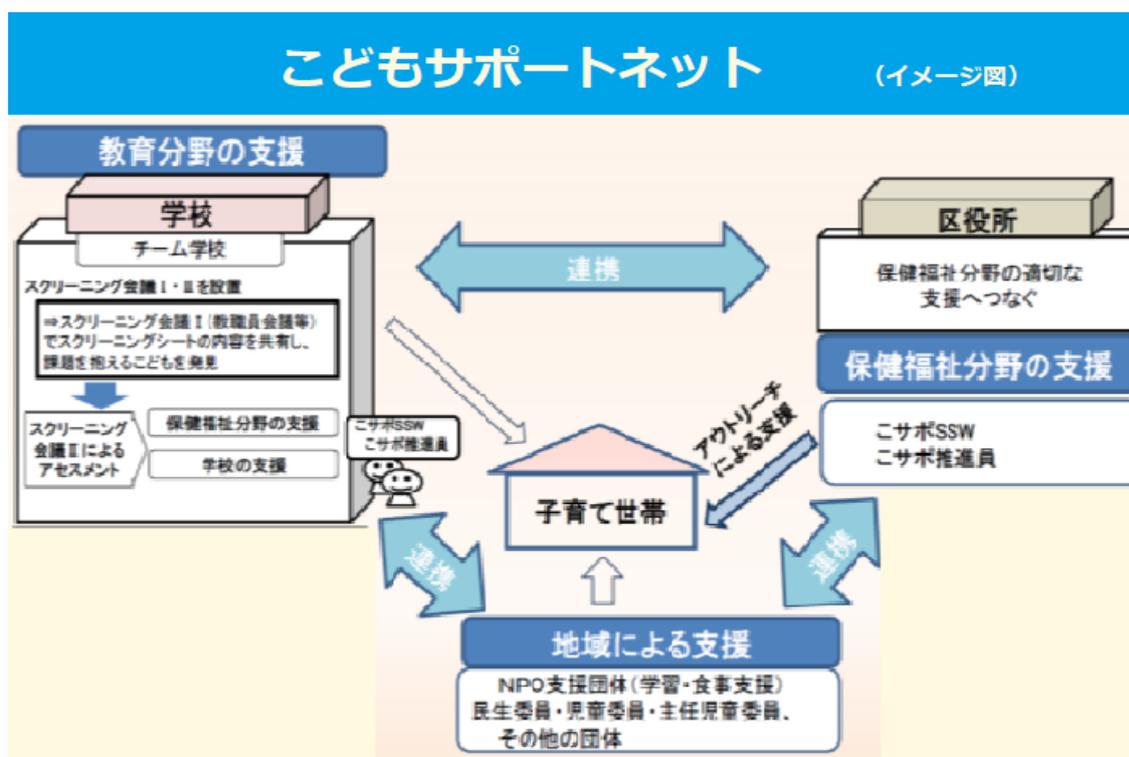
2021（令和3）年度	2022（令和4）年度	2023（令和5）年度
46回	41回	48回

スクールソーシャルワーカー及びこどもサポート推進員（2024（令和6）年度）

スクールソーシャルワーカー	2名 配置
こどもサポート推進員	2名 配置

（※1）「スクールソーシャルワーカー」とは、主に教育分野の支援とこどもサポート推進員のスーパーバイズを行います。

（※2）「こどもサポート推進員」とは、主に保健福祉分野での支援を行います。



(5) 複合的な課題等を抱えた人や世帯への相談支援体制の充実

現状と課題

高齢者支援や障がい者支援、児童・子育て支援、生活保護の各分野ごとに相談支援体制を充実してきました。一方で、福島区では単身世帯・ひとり親世帯、セキュリティが高いマンションや少人数世帯が増加し、町会加入率が低下するなどにより地域社会とのつながりの希薄化が進むことによる社会的孤立のリスク拡大、さらには、貧困の世代間連鎖といった問題など、福祉課題が一層複雑化・多様化・深刻化するなか、8050問題（※1）やダブルケア（※2）など、複合的な課題を抱えている、あるいは、制度の狭間にある課題を持つ個人や世帯（以下「複合的な課題を抱えた世帯」という。）では、既存のしくみだけでは解決できない問題が生じています。

そうした中、保健福祉センターが「調整役」となり、様々な分野の相談支援機関や地域の関係者等が一堂に会する「総合的な支援調整の場（つながる場）」（以下「つながる場」という。）を開催し、複合的な課題を抱えた世帯の支援方針を検討・共有するとともに、支援にあたっての役割分担を明確にするなど、総合的な相談支援体制の充実に取り組んできました。

近年、生活困窮者等の自立支援を行う「生活あんしん相談窓口」では、相談者が複合的な課題を抱えていることが多く、また、自らSOS(適切な支援を求める等)を発信することが困難であったり支援を拒否する、または家庭状況、離職などから生活困窮に陥り「孤独・孤立」状態にあるなどの人・世帯への対応に苦慮していることから、支援に関しては更なる「つながる場」の活用や区役所並びに関係機関の顔の見える関係の構築、関係機関相互の理解と連携の強化、さらに職員や関係者のスキルアップが一層重要となっています。

また、介護保険サービスや自立支援サービスなど制度の狭間にある高齢者や障がい者の日常生活の支援を行う、区独自の「福島お助けネットワーク」事業においては、利用者の満足度は高いものの、利用者・サポーターからの事務改善の要望や利用者数の低迷などが課題となっています。

（※1）「8050（はちまる・ごうまる）問題」とは、80代の親が50代の子どもの生活を支えるために経済的にも精神的にも強い負担を請け負うという社会問題のこと。

（※2）「ダブルケア」とは、介護と子育てが同時に行われている状態をいう。

取組の方向性

複合的な課題を抱えた世帯を早期に把握し、確実に相談支援につなげるため、「つながる場」等を適宜開催し、関係機関相互の理解・知識を深め連携強化を進めるとともに、相談者の属性・世帯・相談内容に関わらず、相談者を受け止め困りごとに気付けるよう、職員や関係者

のスキルアップに取り組み、相談支援体制の充実を図っていきます。特に、自分が生活困窮の状態にあることに気付いていないなど、未だ支援につながっていない生活困窮者が「孤独・孤立」状態へ進むことを未然に防ぐことが重要であることから、積極的に生活困窮者の情報を把握し、生活困窮者自立支援制度の周知を徹底する取組を強化していきます。

さらに、「孤独・孤立」状態になり、課題を一人で抱え込むことを防ぐための支援を進めていきます。

主な取組

【1. 総合的な支援調整の場（つながる場）】

複合的な課題を抱えた世帯に対し、保健福祉センターが調整役となり、様々な分野の相談支援機関や地域の関係者などが一堂に会して「つながる場」を開催し、専門的な知識を持つ「スーパーバイザー」の助言を活用しながら、世帯全体の支援方針を検討・共有するとともに、支援にあたっての役割分担を明確にし、適切な支援につなげていきます。

つながる場

	開催回数 (取扱件数)	支援終了件数	継続件数
2021（令和3）年度	2回（2件）	0件	2件
2022（令和4）年度	2回（2件）	0件	2件
2023（令和5）年度	3回（3件）	2件	1件

【2. 生活あんしん相談窓口】

生活あんしん相談窓口を保健福祉センターに設置し、生活困窮者等が抱えるさまざまな課題を広く受け止め、生活困窮者自立支援法に基づく就労支援など課題解決に必要な支援を提供するとともに、個々の状況に応じて、適切な支援につなぎ早期自立を支援していきます。

また、見守り相談室などの関係機関と緊密な連携により、本人からの相談を待つことなく把握した生活困窮課題について、早期かつ確実に必要な支援につなぎ、生活困窮者の抱える課題の複雑化・深刻化を防ぎます。

生活あんしん相談窓口相談件数

2021（令和3）年度	313件
2022（令和4）年度	624件
2023（令和5）年度	417件

【3. 支援会議】

生活困窮者自立支援法に規定する支援会議を開催し、生活困窮者や、関係機関がそれぞれ把握している困窮が疑われるような人・世帯の情報共有と世帯全体の課題等を把握し、早期・確実に自立支援につなげていきます。

支援会議開催数

2021（令和3）年度	5回
2022（令和4）年度	3回
2023（令和5）年度	4回

【4. 職員研修や関係職員のスキルアップ】**重点取組**

「社会的つながりが希薄な世帯」の支援に向けた感度向上研修や、福祉の個別テーマ研修、「複合的な課題等を抱えた世帯」への対応研修等、区役所職員をはじめ関係機関や地域支援者も参加する研修を実施していきます。

また、研修等により日頃から「顔の見える関係」を築くことで、関係機関間の連携強化を図っていきます。

【5. 見守り相談室（見守りネットワーク強化事業）】

見守り相談室では、地域と連携し自ら相談できない人や地域から孤立していたり、必要な支援を受けていない、または複合的な課題を抱えていたりする世帯等の早期発見に努めていきます。

また、見守り相談室に配置しているCSW（コミュニティソーシャルワーカー）が発見した課題のある世帯等へ働きかけ（アウトリーチ）を行い、専門的なノウハウをもって関係機関と連携し支援につなげていきます。

【6. 福島お助けネットワーク】**重点取組**

高齢者や障がい者の地域での生活を支援するため、電球の交換や家具の移動など、介護保険サービスや自立支援サービスの対象にならない日常生活に必要な軽微な家事等を、地域住民が有償ボランティア（サポーター）として支援します。定期的に利用者やサポーターのニーズ調査等を実施することで事務改善を行い、利便性の向上を図ります。また、小さな困りごとを抱え、周囲からの助けを受けにくい人が「孤独・孤立」状態にならないよう、対象者の拡大を検討していきます。

福島お助けネットワーク

	利用登録者数	サポーター数	活動件数
2021（令和3）年度	466人	92人	750件
2022（令和4）年度	227人	99人	948件
2023（令和5）年度	300人	62人	882件

(6) 虐待防止と権利擁護の取組

現状と課題

児童虐待、高齢者虐待、障がい者虐待、ドメスティック・バイオレンス（DV）といった虐待は、個人の尊厳を冒す重大な権利侵害であり、その防止及び早期発見・対応は、誰もが安心して暮らせるためのしくみとして不可欠です。特に自らの権利を主張しにくい立場にある、児童や障がい者、高齢者の虐待防止の取組として、啓発及び相談通報窓口の周知に努めてきました。現在も、虐待の通告・通報件数は多いところですが、虐待を受ける人は自ら SOS を発信できない、あるいは発信が難しい状況もあることから、これからも地域住民や関係機関、すべての人が虐待防止の意識をもち、虐待の兆候にいち早く気づき、適切な機関に相談・通報することは非常に重要です。また、虐待事案に適切かつ迅速に対応するためには、警察や福祉・教育等の関係機関、医師会、行政機関などとの連携を密にすることが重要となっています。

また、認知症や知的障がい、精神障がいなどで判断能力が十分でない人が、安心して生活が送れるよう、成年後見制度やあんしんさぼーと事業（日常生活自立支援事業）などの支援を行っていますが、ひとり暮らしの高齢者が増加傾向にあり、養護者がいなくなった時も引き続き住み慣れた地域で暮らし続けていけるよう、成年後見制度等の権利擁護の取組の周知と利用促進が一層重要になっています。

取組の方向性

虐待は重大な権利侵害であること、地域でのかかわりが虐待の未然防止・早期発見につながるなど虐待についての知識・理解の普及啓発や、相談・通報窓口の周知徹底に取り組むとともに、地域や関係機関とのネットワークを強化し連携を深め、虐待を早期発見し、適切な保護・支援につなげていきます。

また、成年後見制度やあんしんさぼーと事業など判断能力が十分でない人の意思決定を支援し、本人が選択できる機会を確保するための取組を広く周知し、権利擁護についての理解促進や利用促進に努めていきます。

主な取組

【1. 虐待防止に向けた地域・関係機関との連携強化】**重点取組**

医師会や警察、支援機関、行政機関等で構成する要保護児童対策地域協議会や高齢者虐待防止連絡会議、障がい者虐待防止連絡会議等において、研修等による虐待防止に向けた知識向上や課題共有、広報活動などにより関係を構築していくとともに、地域や関係機関とのネットワークを強化し連携を深め、虐待の未然防止や早期発見に努めていきます。

【2. 児童虐待】

重大な児童虐待「ゼロ」をめざし、相談や通告をもとに、こども相談センター等関係機関と連携して迅速な対応を図るとともに、要保護児童対策地域協議会が情報共有や役割分担をしながら、適切な保護や保護者への支援を行っていきます。

虐待の未然防止やリスクの軽減を図るためには、虐待につながる潜在リスクのある児童や家庭の状況を早期に把握することが重要であり、児童虐待が疑われる場合には速やかに相談機関やホットライン等に相談・通告するよう、住民に協力を働きかけていきます。

児童虐待

	相談受案件数
2022（令和4）年度	23件
2023（令和5）年度	42件

【3. 高齢者虐待・障がい者虐待】

高齢者虐待については、保健福祉センター、地域包括支援センター及び総合相談窓口（ランチ）が、障がい者虐待については保健福祉センター及び障がい者基幹相談支援センターが通報窓口となり、保健福祉センターがサービス利用調整会議等を開催して虐待の判断や支援方針を決定し、訪問看護などのサービス受給につなげるなど迅速かつ適切な対応を図るとともに、養護者自身が抱える課題への支援を行っていきます。

高齢者虐待

	相談通報件数
2021（令和3）年度	19件
2022（令和4）年度	19件
2023（令和5）年度	10件

障がい者虐待

	相談通報件数
2021（令和3）年度	14件
2022（令和4）年度	10件
2023（令和5）年度	10件

【4. ドメスティック・バイオレンス（DV）】

ドメスティック・バイオレンス（DV）相談については、各機関や団体が行っている支援の情報提供、被害者の一時保護、住民基本台帳の支援措置（加害者による閲覧や交付の制限等）を

行うなど、大阪市配偶者暴力相談支援センターや警察その他関係機関と連携しながら、被害者の支援を行っていきます。

ドメスティック・バイオレンス（DV）

	相談件数
2021（令和3）年度	66件
2022（令和4）年度	29件
2023（令和5）年度	35件

【5. 成年後見制度】

認知症や知的障がい、精神障がいなどで判断能力が不十分であるため、自分自身で契約や財産管理などの法律行為を行うことが難しい場合に、家庭裁判所から選任された成年後見人等がその人を支援する制度で、本人の意思を尊重しながら生活状況や身体状況等も考慮し、本人に代わって福祉サービスの利用契約や適切な財産管理等を行うことで、本人の生活や財産を守るもので、大阪市成年後見支援センターが中核機関として様々な相談を受けつけます。

身近な相談窓口として地域包括支援センターや障がい者基幹相談支援センターは、家族や親族などから成年後見制度に関する相談を受けつけ、申立て等の支援を行っていきます。

また、保健福祉センターは、虐待や身寄りがないなどの理由で親族等による法定後見の申立てができない人について、親族等に代って大阪市長が家庭裁判所に申立てを行うとともに、申し立てに必要な費用の一部または全部を負担するほか、後見人等の報酬の支払いが困難な人に対して助成を行っていきます。

さらに、制度を広く周知し利用促進を図るとともに、関係機関と連携し権利擁護支援についての理解促進に努めていきます。

【6. あんしんさぼーと事業（日常生活自立支援事業）】

認知症や知的障がい、精神障がい等により判断能力が不十分な人が、安心して地域で生活を送れるよう、本人との契約により区社会福祉協議会が福祉サービス等の利用や日常的な金銭管理を支援していきます。

あんしんさぼーと事業

	年度末利用者数	委任契約締結件数	委任契約終了件数
2021（令和3）年度	21人	3件	9件
2022（令和4）年度	32人	18件	7件
2023（令和5）年度	38人	10件	4件

(7) 「健康寿命の延伸」をめざした取組の推進

現状と課題

福島区では平均寿命が伸びる中、健康寿命（※1）は、2015（平成27）年と2021（令和3）年と比べると、男性は79.4歳から79.6歳へ、女性は83.4歳から84.6歳といずれも長くなっていますが、いつまでも健康で安心して暮らし続けるためには、令和6年3月に策定した、大阪市健康増進計画「すこやか大阪21（第3次）」の計画で掲げているとおり、今後も「健康寿命の延伸」の取組を進める必要があります。

大阪市民の死亡原因としては、1位の悪性新生物（がん）、2位の心疾患、5位の脳血管疾患は生活習慣病であり、これら3つの疾患を合わせた死亡割合は全体の5割弱を占めています。

死亡原因の1位である悪性新生物（がん）は、早期に発見すれば9割以上が治ると言われており、早期発見のためには定期的ながん検診を受診することが必要です。しかしながら、福島区での2022（令和4）年度の大阪市が実施したがん検診への受診率（※2）は、胃がん1.2%、大腸がん3.9%、肺がん2.6%、子宮頸がん10.7%、乳がん8.2%となっており、受診勧奨の取組が重要となっています。

また、生活習慣病である心疾患や脳血管疾患についても、定期的に特定健康診査を受診し、異常を指摘された時は医療機関を受診することで、発症予防・重症化予防につながりますが、大阪市が実施する特定健康診査の受診率についても、2023（令和5）年度（速報値 2024（令和6）年9月27日現在）は25.9%となっており、受診勧奨の取組に力を入れていく必要があります。

（※1）「健康寿命」とは、健康上の問題で日常生活が制限されることなく生活できる期間、平均寿命または寿命から要介護度2以上の期間を引いた期間

（※2）がん検診受診率とは、受診対象年齢である区住民のうち大阪市が実施するがん検診を受けた割合を示しており、職場でのがん検診や任意の人間ドック等は含みません。

取組の方向性

医師会や地域と連携し、特定健康診査やがん検診の受診率向上に取り組むとともに、生活習慣の改善に関する健康相談や健康講座等を開催し周知啓発を行うなど、健康寿命を延ばすための取組を行っていきます。

主な取組

【1. 地域と連携した受診勧奨】

特定健康診査やがん検診について、医師会に働きかけ、診療所等内でのポスターの掲出や、医師から来院者等へ受診勧奨を行っていただくとともに、地域振興町会の掲示板等での周知、広報誌を活用した検診情報の提供等により、区民に対する受診勧奨を行い、受診率の向上につなげていきます。

【2. 生活習慣の改善に向けた健康講座等】

保健福祉センターは、「栄養・食生活」「身体活動・運動」「休養・睡眠」、「アルコール」「たばこ」等に関する健康講座の開催や健康相談を実施するほか、「健康寿命を延ばそう」などの出前講座を行うなど、区民の生活習慣の改善に向けた取組を実施していきます。

健康講座

	実施回数	参加人数
2021（令和3）年度	94回	1,160人
2022（令和4）年度	136回	2,824人
2023（令和5）年度	172回	3,828人

(8) 情報提供と発信の充実

現状と課題

高齢者支援や障がい者支援、子育て支援等の各分野では多様化するニーズに対応するため、相談体制の整備や多様な福祉サービスの提供に努めてきましたが、「どこに相談したらいいかわからない」「相談窓口や制度を知らない」「制度がわかりにくい」などの声が多く、また、サービスを利用する人の満足度は高いにもかかわらず、利用者数が増えないなどの課題があります。すべての人が福祉制度・サービスの内容を理解し、気軽に相談でき、主体的に制度等を選び円滑に利用できるようにするためには、福祉制度・サービスについて、わかりやすい情報提供や認知度向上のための情報発信、また相談窓口の周知徹底等が非常に重要です。

また、スマートフォンなどによりインターネット等で情報収集することが苦手な人や日頃より SNS を活用する人など、近年、情報の取得方法は非常に多様化しており、高齢者や障がい者、子育て層、外国人住民等、様々なターゲットに応じて発信方法を工夫していく必要があります。

取組の方向性

制度・サービスについて、誰もが理解しやすいようやさしい日本語など工夫を凝らして情報提供していきます。また、広く相談窓口や制度・サービスを知ってもらうため、高齢者や障がい者、子育て層、外国人住民等それぞれのニーズに応じて、広報誌やホームページ、SNS など様々な手法を検討し工夫して情報発信を行っていきます。

主な取組

【1. 区民への広い情報発信】

広報「ふくしま」を手にとって読んでもらえるよう、カラーA4版冊子で区内に全戸配布し、制度やサービスについて視覚的にわかりやすいよう工夫して発信していきます。また、ホームページや、Facebook、X、InstagramなどのSNSを活用し、子育て層などがインターネットで気軽に情報を取得できるよう工夫していきます。

また、区民まつりなど区民が集まるイベント等を活用し、相談支援機関などが相談支援窓口等の情報発信を行っていきます。

【2. 住民、福祉サービスの受け手の視線にたった情報提供】

子育て層に向けては、「福島区子育て応援マップ」を毎年作成・配布するとともに、ホームページでも閲覧できるようにするなど、いつでも気軽に子育て情報が取得でき施設等が利用しやすいように取り組んでいきます。

高齢者など介護に関する情報については、地域包括支援センターやケアマネジャー等が「福島区シニアのための暮らしのお役立ち情報ガイド」を活用し、情報が必要な人に直接発信するなど効果的な情報提供に努めます。

ほかにも、やさしい日本語によるチラシやホームページの作成、窓口でのタブレットによる外国語や手話通訳、携帯型の多言語翻訳端末の活用など、様々な人にわかりやすく情報提供できるよう取り組んでいきます。

また、出前講座として、区内の団体・グループからの申し込みを受け、日常の暮らしにおける身近な問題や健康づくり、高齢者や障がい者に対する制度、防災、救命救急などについて、希望する場所に区役所・消防署の職員が出向き、わかりやすい説明を行います。

【基本目標2】住民同士がお互いに気にかけて、つながり、支え合うことができる地域づくり

(1) 地域でのつながりづくりと住民の参加促進

現状と課題

福島区では、連合振興町会や女性会、民生委員児童委員協議会などの地域団体や、これらの地域団体で構成する地域活動協議会が主体となって、さまざまな地域活動とともに、高齢者食事サービス、ふれあい喫茶、子育てサロン、百歳体操、さらには高齢者や障がいのある人の日常的な見守り等の地域福祉活動が展開されているほか、多様な主体により、地域における居場所づくりとしてコミュニティサロン活動などが行われています。こうした活動は、「地域でのつながりづくり」としてとても大切な取組となっています。

しかし一方では、セキュリティが高いマンションが増え、居住者同士やマンションと周辺地域との関わりが薄くなっていたり、新たに転入してきた住民など町会へ加入する人が減少し町会加入率が39.8%（2023（令和5）年4月1日時点）と低くなっており、近所付き合いが希薄化しています。また、「令和4年度大阪市における地域福祉にかかる実態調査」（以下「地域福祉実態調査」という。）では、福島区民の58.5%が「生活している中で地域とのつながりを感じていない・あまり感じていない」と回答しているなど「地域でのつながり」の希薄化が進行し、孤立化・孤独化につながっていると考えられます。

そのため、若い世代やマンションの住民等、これまで地域福祉活動への関わりが薄かった人たちをはじめ、あらゆる世代や属性の住民が、身近な地域での「つながり」の大切さを実感し、地域の課題を自分自身の課題としてとらえ、地域全体で取り組む意識づくりが重要です。また、「地域でのつながりづくり」を支える様々な地域福祉活動への支援や参加促進、多様な主体との連携・協働などを推進していく必要があります。

取組の方向性

地域での支え合い・助け合いの意識づくりや、地域団体等多様な主体が実施する住民同士の交流の場などの様々な地域福祉活動、広報等について支援を行うとともに、地域福祉活動へ参加するきっかけづくりなどの参加促進に取り組むことで、「地域のつながりづくり」を推進し、住民の孤立化防止や地域福祉活動の新たな担い手の発掘につなげます。

主な取組

【1. 高齢者食事サービス、子育てサロン等地域における福祉活動】

連合振興町会、女性会、民生委員児童委員協議会等の地域団体や、これらの地域団体で構成する地域活動協議会が主体となり、高齢者食事サービス、ふれあい喫茶、子育てサロン、百歳体操や、高齢者や障がいのある人の日常的な見守り活動など、様々な地域福祉活動が行われており、これらの地域福祉活動を支援するとともに、理解促進と認知度向上に向けて広報などを進めています。

【2. コミュニティサロン活動】

NPO 法人やボランティアなど多様な主体により、子ども食堂や親子の交流、認知症カフェなど様々な属性や世代の住民が集い交流するサロンが運営されており、区社会福祉協議会は、これらの運営等の相談・支援や関係団体の情報共有及び連携のためのコミュニティサロン連絡会の開催、広報などの取組により地域福祉活動を支援していきます。

福島区コミュニティサロン連絡会（2023（令和5）年度）

全体会議	こどもの居場所活動部門
4回	3回

【3. 住民主体の介護予防をはじめとした取組への支援】

住民が身近な場所で定期的に「いきいき百歳体操」や「かみかみ百歳体操」を実施できるよう、体操に必要なおもりの貸出など活動グループを支援し、健康づくりや介護予防を通じた地域のつながりづくりを推進していきます。

【4. みんなの相談室】

各地域の「みんなの相談室」に配置している地域福祉コーディネーターが住民の地域福祉活動への参加などの相談を受け地域福祉活動につなぐほか、地域が行う高齢者や障がいのある人の日常的な見守り活動を支援していきます。

【5. 福島お助けネットワーク】

「福島お助けネットワーク」において、地域住民による有償ボランティア（サポーター）が高齢者などに対し福祉サービスの対象とならない軽微な作業等を援助することで、地域福祉活動へ参加するきっかけをつくります。

福島お助けネットワーク

	サポーター新規登録者数	サポーター数	活動件数
2021（令和3）年度	5人	92人	750件
2022（令和4）年度	8人	99人	948件
2023（令和5）年度	9人	62人	882件

【6. 町会への加入促進に向けた取組】

地域コミュニティの維持・活性化のため、つながりの中で安全・安心に暮らせることを知ってもらい、地域活動や地域福祉活動に参加する住民が増えるよう、町会への加入促進に向けたきっかけづくりとして、マンションで実施する防災の出前講座における共助の大切さの啓発や各地域のイベントでの町会加入促進のチラシやパンフレットの配布などの取組を進めます。